

どうなの？ 留萌市の経営状況

市では、一般会計が平成17年度に赤字となり、も赤字運営が予想されたことから、10年間の「再建計画」を策定し、いろいろな再建策を行えば計画通りの収支改善が進み、平成18年度決約1億6千万円の黒字、平成19年度も黒字と込みです。しかし、国民健康保険、下水道、院では赤字となっており、中でも市立病院の21億円を超える状況になっています。

会計別	H18 収支	
一般会計	162百万円	
別会計	国保会計	352百万円
	老人会計	0百万円
	介護会計	44百万円
	港湾会計	0百万円
	下水道会計	400百万円
業会計	水道会計	388百万円
	病院会計	2,117百万円
合計	2,275百万円	

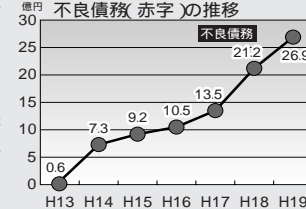
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、字の額が標準財政規模(市税や譲与税、普通などの収入)に対する割合が一定の基準(年内れる予定)を超えると、夕張市のように「財困団体」となり、地域の自主性が失われ、最大負担で最低の市民サービスが求められることため、この赤字の解消が最重点課題であり、行財政改革推進本部や市民の委員会を設置し、全体の経営健全化の方策を検討しています。

良債務 / 公営企業の会計用語。支払能力を超える債務を抱えて資金不足に陥っていることを示します。険給付費 / 国保の被保険者の医療費のうち、7割は保険給付費として市が負担します。残りの3割は自己負担となります。

赤字の会計の現状

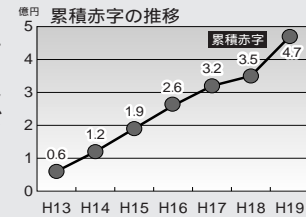
市立病院会計 H18赤字額 21.2億

度重なる診療報酬の減額改定と派遣医師の引き上げに伴う診療体制の縮小で、医業収益が急激に減少。逆に、不良債務は急激に増加し、H18年決算では21億円を超える状況にまで悪化し、現在も不良債務は増加しています。



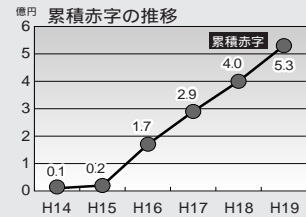
国民健康保険会計 H18赤字額 3.5億

保険給付費が右肩上がりで増加。保険税はH18年度に税率改正し5千万円の増収となったものの、ほぼ横ばいで推移しています。保険給付費の増加の勢いに追いつかず、収支改善が見られない状況です。



下水道会計 H18赤字額 4.0億

下水道は、まだ整備途中にあり、建設費などに伴う『地方債の発行(借金)』が続いています。水洗化率も82.3%と低い水準に止まっている。公債費(借金)を返済することができず、経営改善には至っていません。



動市長室の日程のご案内

時間 (10:00 ~ 11:30)	時間 (13:00 ~ 14:30)	時間 (15:00 ~ 16:30)	時間 (18:30 ~ 20:00)
(月) 1 三泊住民センター		2 みどり会館	
(火) 3 千鳥児童センター	4 礼受会館	5 浜中会館	6 港東コミセン
(水) 7 自由が丘会館		8 春日住民センター	
(月) 9 消費生活センター	10 潮静住民センター		
(火) 11 住之江児童センター	12 大町黄金会館		13 港西コミセン
(水) 14 中央公民館(研修B)	15 萌晴会館		16 港南コミセン
(月) 17 寿児童センター	18 総合福祉センター	19 花園会館	20 東部地区公民館
(火) 21 幌糠地区公民館	22 風土工房こさえる	23 大和田生活館	
(水) 24 東雲ランド会館			25 港北コミセン
(日) 全町内会・自治会代表者との全体懇談会 (14:00 中央公民館)			

問合せ 政策経営室企画調整課 ☎ 42-1809

市政懇談会

『移動市長室』へ行こう



「移動市長室」へ行こう！

「移動市長室」は、すべての市民を対象に開催しますので、町内会の役員等に限らず、多くの市民の方に、お気軽にご参加いただき、さまざまな情報の交換と共有を図っていきたく考えています。



「移動市長室」は、高橋市長が市内の各地に出向き、地域の課題や「まちの課題」などをテーマに、地域の皆さんと対話し、市政の主人公である市民と市役所が力を合わせながら、ぬくもりのある地域社会を築いていくために開設するものです。

今年度からスタートした「留萌市自治基本条例」では、「自治の実現(市民による自治)」を図るため、「情報の共有」「市民の参加」「協働」の三つを自治の基本原則に位置付けています。この三原則の中でも「情報の共有」は、市民自治に必要な不可欠な条件です。

留萌市の大きな課題は、留萌市全体の財政の健全化です。

これまでは、それぞれのまちの一般会計(普通会計)の赤字の状況で「再建団体」になるかどうかの判断をされていたことから、留萌市も一般会計を中心に財政の健全化に取り組み、平成17年度に赤字を出したものの、平成18年度には黒字とすることができました。

それぞれのまちにはいろいろな事業(会計)があり、留萌市にも5つの特別会計と2つの企業会計があります。しかし、そのまち全体の財政状況がわかりづらいということもあり、また、判断する基準がなかったことから、国は今年6月に新しく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」をつくり、そのまちの財政の健全化度を表す4つの指標を決めました。

この指標が、ある一定のラインを超えると、「財政の早期健全化団体」あるいは「財政の再生団体」になってしまいます。

そこで、この「移動市長室」で留萌市の経営状況(次ページで紹介)や法律についても皆さんと情報の共有を図っていきたく考えています。